

安心して子どもを生み育てられるよう保育の公的責任の堅持と
保育・学童保育施策の拡充を求める請願書

2015年12月3日

愛知県議会議長
横井 五六 様

紹介議員 カの 恵子 下奥 奈歩

請願代表者 名古屋市熱田区沢下町9-7
愛知保育団体連絡協議会
会長 伊藤 洋子
伊藤 洋子

〈請願趣旨〉

人生の土台となる乳幼児期は、どの子にとっても大切でかけがえのない貴重な時代です。私たちは、すべての子どもたちが豊かに育ち幸せに生きることが保障される、そんな社会の実現を願っています。

2015年4月から「子ども・子育て支援新制度」（以下、新制度）が始まりました。新制度は関連法案成立過程において、多くの関係者の声で児童福祉法24条1項の市町村の保育実施責任を復活させるなどの改善がされました。しかし、新制度は異なる基準などの格差を保育の世界に持ち込むもので、さまざまな問題が指摘されています。入所する施設や事業によって条件が異なっていたり、保育所と幼稚園の公定価格に大きな違いがあるなど、早急な改善が求められます。

新制度が始まり、愛知県内でも様々なことが明らかになってきました。保育需要の増大に対応するために地域型保育事業をすすめている市町村、公立保育所から認定こども園への移行をすすめている市町村、保育料が大きく上がった市町村もあります。けっして多くない財源のなか、必死にやりくりをしながら新制度を実施している、そんな市町村での様子が想像できます。

保育士不足も深刻です。保育施設の急増は保育士不足に拍車をかけています。就労保障と経済的安定は暮らしの土台です。虐待や育児不安が急増する現在、保護者が安心して預けられる保育施設の整備と保育士などの職員の待遇改善は、いよいよ重要になっています。児童福祉法24条1項により自治体責任が明確になっている認可保育所の果たすべき役割は大きくなっています。

愛知県は、県内の市町村と連携して新制度をすすめています。まだまだ始まったばかりで問題の多い新制度ですが、愛知県には財政面での支援を含めた役割が求められます。これまで県が独自に行ってきた施策は今も必要なもので、制度が変わったからといって解消されるべきものではありません。保育所などの施設運営基準の改善や放課後児童の施策を充実させることも重要な課題です。

私たち愛知保育団体連絡協議会は「安心して子どもを生み育てられる」社会の実現を願い、愛知県においては、子どもの人権を尊重しその健やかな育ちを最大限保障する保育・学童保育施策が速やかに実施されることを求めて、以下の項目を請願いたします。

〈請願項目〉

1. 「子ども・子育て支援新制度」（以下、新制度）を改善するよう国に求めて下さい。
 (1) 施設・事業の開所日数や保育時間に見合う単価設定にするなど、運営の実態をふまえた公定価格に改善すること。
 (2) 新制度の実施が、子どもの保育・教育条件を向上させること。また、保育士・幼稚園教諭・学童保育指導員などの職員の待遇を抜本的に改善できるようにすること。
 (3) 保育短時間と標準時間の区分をなくすなど、認定区分を見直すこと。
2. 愛知県内市町村が新制度を実施できるよう、県として必要な措置をとって下さい。
 (1) すべての子どもが希望する保育を受けられるよう保育所などを整備して下さい。
 (2) 保護者が育児休業をとっても退所させることなく、子どもが保育を受け続けられるようにして下さい。
3. 愛知県が独自に行っている施策を堅持・拡充して下さい。
 (1) 1歳児保育実施費を堅持して下さい。
 (2) 産休・病休代替職員設置費を堅持して下さい。
 (3) 第三子保育料無料化事業費補助金を堅持して下さい。また、所得制限を廃止して下さい。
 (4) 低年齢児保育途中入所円滑化事業費を増額して下さい。
4. 「社会福祉施設等の設備及び運営に関する基準」を見直し、職員配置を改善して下さい。
5. ひとり親家庭等医療費助成制度及び就学援助の対象となる家庭で、学童保育が必要な子どもがすべて学童保育所に入れるよう補助制度などの創設をして下さい。

愛知県議会事務局
27局議請願陳情第5-10号
平成27.12.3受付
請願陳情第23号
平成27.12.3受理
健康福祉委員会